(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字節迫二五九六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村久木字久木山九二一の一六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸郡馬路村魚梁瀬字一ノ谷山八一七の一一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸市伊尾木字和右エ門開四〇一一の八・字笹谷口三九七五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九七六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字小林字後ノ山一七五五の一、一七五五の三、一七五五の七、一七五五の八、一七五五の一九から一七五五の二五まで、一七五五の二七、一七五五の二八、大字塩沢字笠倉山六五九の四・字鳥屋一八一七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字後ノ山一七五五の一・一七五五の三・一七五五の七・一七五五の八・一七五五の一九から一七五五の二二まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字小林字鷹埋山一七一一の七、一七一一の三一、一七一一の四二、一七一一の四七、一七一一の一二三、字上ノ山一六八九の一から一六八九の三まで、一六八九の八から一六八九の四五まで、一六九〇から一六九二まで、一六九三の二から一六九三の二二まで、一六九三の三九から一六九三の四四まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字鷹埋山一七一一の七・一七一一の三一・一七一一の四二・一七一一の四七・一七一一の一二三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字塩ノ岐字西山一一一六の一から一一一六の三まで、一一一五の一、一一五五の三、二四二八、字大田和下八一一、八一二、八一三の二、字大田和一一五七の一、一一五七の二、字柳原一一五八の一、一一五八の二、一一五九の一、一一五九の二、一一六五の一、一一六六の一、一一六七、一一六八、大字黒谷字東山二九六六の六二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字大田和下八一二、字柳原一一六五の一（次の図に示す部分に限る。）、一一六八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字寄岩字居平上山七〇九から七二三まで、七二四の一、七二四の四、七二五から七二七まで、七二八の一から七二八の一六まで、七三二、七三三の一、七三三の二、